

電子帳簿等保存制度の見直し

電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度

項目	内容		現行	改正案		適用時期
				一般の電子帳簿	優良な電子帳簿	
事前承認制度	備付け開始日の3か月前までの事前承認		○	×	△ (届出)	
真実性の確保	訂正等履歴要件	データの訂正や削除、追加等の事実及びその内容を確認することができること	○	×	○	令和4年1月1日以後に備付け又は保存を開始するもの
	相互関連性要件	他の国税関係帳簿と相互に関連する項目を持ち、互いに確認できること	○	×	○	
	書類の備付け要件	電子計算機処理システムの概要書等の備付け	○	○	○	
可視性の確保	見読可能性要件	電子計算機、ディスプレイ等及びその操作説明書等を備付け、ディスプレイの画面等に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること	○	○	○	
	検索要件	保存データは、求められた記録を速やかに検索することができること	○	×	○ (※1)	
税務調査対応	国税職員の質問検査権に基づく国税関係帳簿書類に係る電子データのダウンロードの求めに応じること		—	○	—	
過少申告加算税の軽減	一定の保存要件を満たした電子データの事項に関し修正申告又は更正があった場合の、その事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の軽減		—	軽減なし	その申告漏れ税額の5%相当額の軽減	令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来するもの

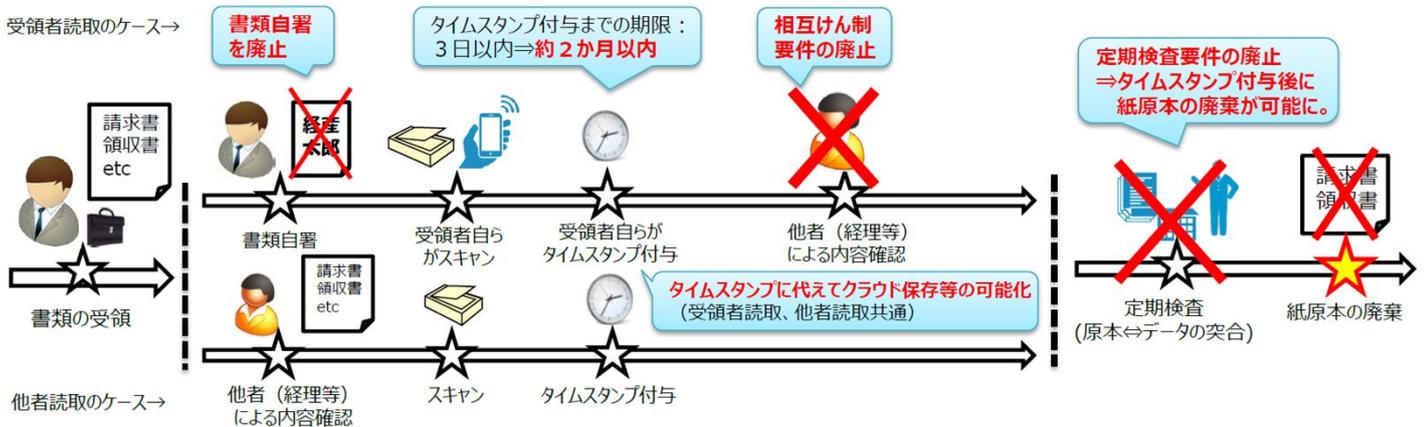
※ 1 次ページ(2)の見直し後の検索要件

※ 2 所得税の青色申告特別控除の適用要件につき、仕訳帳及び総勘定元帳に係る保存要件が優良電子帳簿の要件と同様とされる

電子帳簿等保存制度の見直し

(2) 国税関係書類のスキナ保存制度

項目	改正内容	適用時期
事前承認制度	廃止	
タイムスタンプ要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 付与期間（現行3日以内）を最長約2月以内とする ② 受領者等がスキナで読み取る際に行う国税関係書類への自署不要 ③ 電子データについて訂正又は削除を行った事実等を確認することができるシステムにおいて、その電子データの保存をもって、タイムスタンプの付与に代えることができる 	令和4年1月1日以後に保存するもの
適正事務処理要件	（相互けん制、定期検査、再発防止策の社内規程の整備等） 廃止	
検索要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 検索項目を取引等の年月日、取引金額、取引先に限定 ② 国税職員の質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じることとする場合には、範囲指定、項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要とする 	
保存義務	上記見直し後の保存要件を満たさない電子データの保存義務あり	



【出典：経済産業省 令和3年度（2021年度）税制改正について】

電子帳簿等保存制度の見直し

(3) 電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度

項目	改正内容	適用時期
タイムスタンプ要件	付与期間（現行：遅滞なく）を最長約2月以内とする	令和4年1月1日以後に行う電子取引
検索要件	① 上記(2)スキャナ保存制度の検索要件と同様とする ② 判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記(2)検索要件②の求めに応じることとする場合には、検索要件の全てを不要とする	
書面等の保存	電子データの出力書面等の保存をもって電子データ記録に代えることができる措置を廃止	

(4) スキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電子データの適正な保存を担保するための措置

項目	改正内容	適用時期
重加算税の加重	上記(2)及び(3)について、電子データに記録された事項に関し、仮装隠蔽の事実に基づき期限後申告、修正申告、更正、決定等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額 通常加重税 + その申告漏れに係る本税×10%相当額	令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来するもの
その他	上記(2)及び(3)について、次の通りとする ① 見直し後の保存要件を満たさない電子データについては、国税関係書類等と扱わない ② 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って保存することができなかったことを証明した場合には、その事情が生じた日以後は保存要件を不要とする	